

令和6年第2回臨時会議事日程（第1号）

令和6年4月16日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（令和5年度 吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（4期工事）契約変更）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（令和5年度 道路更新防災対策事業町道直江三毛門線土屋橋修繕工事契約変更）
- 日程第7 議案第30号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	4月16日	火	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 又は委員会付託 閉会

令和6年第2回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年4月16日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	4月16日 10時00分		
応 招 議 員	1 番 新保 祐介	6 番 横川 清一	
	2 番 丸谷 宏一	7 番 是石 利彦	
	3 番 角畑 正数	8 番 岸本加代子	
	4 番 向野 倍吉	9 番 矢岡 匡	
	5 番 太田 文則	10番 山本 定生	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明 副 町 長 和才 薫 未来まちづくり課長 別府 真二 総務財政課長 奥本 仁志	税 務 課 長 岩井 保子 会 計 管 理 者 福 祉 保 険 課 長 友田 哲也 地 域 振 興 課 長 石丸 貴之 建 設 課 長 軍神 宏充	
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	事 務 局 長 中家 立雄 事 務 局 小原 弘光 書 記 出水 苑子		
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり		
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり		

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和6年第2回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

メディアの方は申し訳ありませんが、ここまですみやかにお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、向野議員、太田議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山本 定生君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日4月16日の1日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日4月16日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第4. 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第5. 報告第1号 専決処分の報告について（令和5年度 吉富町宮幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（4期工事）契約変更）

日程第6. 報告第2号 専決処分の報告について（令和5年度 道路更新防災対策事業町道直江三毛門線土屋橋修繕工事契約変更）

日程第7. 議案第30号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第28号から日程第7、議案第30号までの5案件を一括議題にいたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、令和6年第2回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに大変御多用の中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

このたびの臨時議会には、承認案件2件、予算案件1件、報告案件2件の計5案件について、御審議願いたく御提案をするものであります。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第28号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、吉富町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、同日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより、議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第29号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、吉富町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、令和6年3月30日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより、議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第30号は、令和6年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ918万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億1,618万1,000円とするものであります。歳入は、14款2項国庫補助金で253万8,000円の増額、18款1項基金繰入金で664万3,000円の増額、歳出の主なものは2款1項総務管理費で617万9,000円の増額、9款1項消防費で254万円の増額などとなっております。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

令和5年度 吉富町宮幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（4期工事）の契約変更について、令和6年3月21日付で町議会の委任による専決処分をいたしましたので、法の定めるところにより、議会に報告するものであります。

報告第2号は、専決処分の報告についてであります。

令和5年度 道路更新防災対策事業町道直江三毛門線土屋橋修繕工事契約変更について、令和6年3月21日付で町議会の委任による専決処分をしたので、法の定めるところにより、議会に報告するものであります。

以上、提出議案については、行政運営上大変重要なものでございます。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（山本 定生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第28号専決処分承認を定めることについて御説明いたします。

本議案は、令和6年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律などが、令和6年3月30日に公布され、吉富町税条例の一部改正が必要となり、令和6年3月30日に専決処分を行いましたので、内容について報告し、承認を定めるものでございます。

議案書は3ページから15ページまでです。詳細につきましては、附属資料の新旧対照表で説明いたしますが、改正内容ごとに説明をさせていただきますので、ページが前後することを御了承くださいますようお願いいたします。

なお、本改正は、地方税法等の改正に伴うものや文言等の整備を行うもので、町独自の改正はございません。

附属資料の1ページ、新旧対照表をお開きください。

1ページ、第34条7は、新たな公益信託制度が創設されることに伴い、所得税法が改正され、個人の町民税の寄附税額控除の対象に、所得税と同様の措置を講ずるための整備を行うとともに、字句を整理するものです。

これに関連しまして、ページが飛びますが、5ページ。

改正前の現行附則第4条の2は、個人が公益法人等に財産を寄附した場合のみなし課税を単に定めているだけの規定でありますので、条例の趣旨を踏まえて削除するものでございます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

2ページ、第51条は、町民税。

ページが飛びまして、4ページから5ページ。

第71条は、固定資産税。第139条の3は、特別土地保有税において、それぞれ職権による減免を可能とする規定を追加するものです。現行制度では、災害による減免の規定を受けようとする場合は、申告書の提出を必要としておりますが、近年の大規模災害を受け、被災された方や税務担当部署双方において負担の軽減を図るため、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。併せて、字句の整理も行っております。

ページが前後しますが、2ページ。第56条と、6ページ、附則第6条では、引用する法令の改正に伴い、生じた条項ずれの整備を行っております。

6ページから18ページにかけては、附則第7条の5、附則第7条の6、附則第7条の7、附則第7条の8は、令和5年11月2日に閣議決定されました、デフレ完全脱却のための総合経済対策による個人住民税所得割合の特別税額控除、いわゆる定額減税に関する規定を新設するものです。

定額減税につきましては、所得税、個人住民税の税収が増加する中で、納税者の皆様に税の形で直接還元するとして、個人住民税では、所得割の額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するもので、それぞれの条において、減税となる対象や徴収方法に応じて必要な措置を講じるための規定を追加するものです。

6ページ、第7条の5は、定額減税の対象となる納税義務者と所得割額の定義を規定するものです。

7ページから、第7条の6は、納税通知書に記載する各納期の納付額について規定しており、普通徴収からの控除について、第1期から減税を実施し、第1期分だけでは減税しきれない場合は、第2期以降、順次、減税をしていくことを規定しております。

10ページから、第7条の7は、年金からの特別徴収について、令和6年10月1日以後に支給される公的年金から減税を行い、10月分だけでは減税しきれない場合は、12月、2月と、順次、減税をしていくことを規定しております。

18ページ、第7条の8につきましては、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和7年度の所得割額から控除することの規定です。合計所得が1,000万円を超える納税義務者の同一生計配偶者の情報については、現行制度では令和6年度の個人住民税課税時での把握が困難なため、令和6年度の所得税の情報を基に、令和7年度の個人住民税において減額をするものです。

また、付随しまして、18ページから19ページの附則第8条、ページが飛びまして、31ページから35ページの附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3におきまして、定額減税の対象となる所得割の額が、それぞれの個人の町民税の課税の特例の適用後のものとなるよう、読替規定を追加するものです。

以上が、定額減税の実施に伴う改正です。

ページが戻りまして、19ページをお願いいたします。

ここからは固定資産税に関する改正です。

21ページにかかけまして、附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例において、引用する地方税法の改正に伴い生じた項ずれを整備するとともに、特定事業所内保育施設に係る特例措置の適用期間の終了に伴い、改正前の第20項を削除し、また、第13項に特定バイオマス発電設備に対する課税の特例を、第23項に都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上施設に対する課税の特例が新設され、それぞれの設備や施設等に応じて乗じる割合を定める規定を追加し、併せて条中における項の削除や追加に伴う項ずれの整備を行うものです。

21ページから24ページ、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受

けるための申告について、新築の認定長期有料住宅のうち、分譲マンションなどの区分所有の住宅、マンション管理組合の管理者等から必要書類が提出され、減額措置の要件に該当すると認められた場合は、申告書の提出がない場合でも特例を適用できるとする規定を追加するとともに、この規定の追加や引用する地方税法施行規則の改正に伴い、生じた項ずれを整備しております。

最後に30ページにかけまして、附則第11条の見出し、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条は、3年に一度の固定資産税における評価替えに伴い、負担調整措置などの特例について、現行の仕組みを令和6年度から令和8年度まで継続する改正を行うものです。

25ページ、附則第11条の2です。

固定資産税の評価額は、地方税法上基準年度の価格を3年間据え置くとしておりますが、基準年度、今回で言いますと令和6年度になりますが、以降2年目、3年目の年度において、地下が基準年度を下回り価格を据え置くことが適当でない場合は、納税義務者不利の状況を改善するため、修正した価格を課税標準とすることができるという規定で、評価替えに伴い対象とする年度を更新するものでございます。

28ページにかけまして、第12条は、平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から地域や土地によってばらつきのある負担水準を均衡化するために講じられ、宅地等に対する負担調整措置について評価替えに伴い対象となる年度を更新するものです。本町におきましては、現在、負担調整措置を行っている宅地等はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響や景気回復への対応に伴う、令和3年度と令和4年度限りの特例は終了となっております。

29ページ、附則第13条は、農地に対する負担調整措置について、宅地等と同様、評価替えに伴い対象となる年度を更新するものです。

30ページにかけて、附則第15条は、特別土地保有税の保有分に係る税額の算定に対する特例で、評価替えに伴い対象となる年度を更新するものでございます。特別土地保有税は、地方税法に基づき土地の所有、取得に対し、所有者や取得者に対し課される税で、一般的に土地の取得から10年間に限って課税されるものでございますが、地方税法の改正に伴い、平成15年度以降課税を停止しております。

続きまして、施行期日及び経過措置について御説明いたします。

議案書にお戻りください。議案書は14ページです。

第1条、施行期日でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

なお、第1号及び第2号では、それぞれの規定におきまして、法改正等に応じた施行日を定めております。また、第2条では、町民税に関すること、第3条では、15ページにかけまして、

固定資産税に関することについての経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で、説明を終わります。御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしくお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第4、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書16ページ。

議案第29号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は、令和6年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律などが、令和6年3月30日に公布され、吉富町国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、令和6年3月30日に専決処分を行いましたので、内容について報告し、承認を求めるものでございます。

議案書は18ページです。

詳細につきましては、附属資料の新旧対照表で説明いたします。

なお、今改正は地方税法等の改正に伴うもので、町独自の改正はございません。

附属資料36ページをお開きください。

第2条第3項及び第23条第1項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が22万円から24万円に引き上げられたことに伴う改正です。

37ページ、第23条第1項第2号は、5割軽減の判定所得の算定における1人当たりの加算額を29万円から29万5,000円に、第3号は、2割軽減の判定所得の算定における1人当たりの加算額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる改正を行うものです。

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び法定軽減の減額の対象となる所得基準の改正は、2年続けての改正となります。

続きまして、施行期日及び適用区分について御説明いたします。

議案書にお戻りください。議案書18ページです。

附則第1項、施行期日です。この条例は、令和6年4月1日からの施行とするものです。

附則第2項、適用区分です。改正後の規定は、令和6年度の国民健康保険税からの適用とするものです。

以上で、説明を終わります。御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最高限度額の増額と、それから減免の拡大がなされておりますけれども、今回の改正によって影響を受ける世帯は、それぞれどのくらいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 今回の改正によって影響を受ける世帯につきましては、まだ今年度の課税が始まっておりませんので、現在、調査中ではございますが、いずれにしても、国保の世帯数が減っていることもありまして、昨年度に比べたら対象者としては減ってくると思うんですが、それは国保の世帯数が全体的に減ってきているので、どの程度影響が出るかというのは、今現在ではちょっとまだ分かりかねます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 前年度の実績に応じて分かれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 申し訳ございません。前年度の実績、今、資料を持っておりませんので、また改めて御報告させていただきたいと思います。

○議長（山本 定生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第139条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 国保税は住民にとって、担税能力を超えていると考えております。こうした中で、減免の拡大は評価できますが、最高限度額の増額は、さらに国保税が上がることにつながるので反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 議案第29号専決処分の承認を求めることについて、賛成討論を行います。

国や県に準ずる旨、大方の共通感覚を得ていると述べて、賛成討論といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することに決しました。

日程第5、報告第1号専決処分の報告について（令和5年度 吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（4期工事）契約変更）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議案書の20ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の指定に掲げる議会の議決に付した契約、または製造の請負契約を変更する場合に変更額の累計が500万円以下において、増額または減額することについて、21ページの専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。

提案理由といたしましては、令和5年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（4期工事）について、令和5年9月議会において契約締結についての御議決をいただいた外壁等の改修内容の変更についてでございます。

その内容につきましては、詳細設計において、外壁のクラックやモルタルの浮きなどをコンサルタントが目視による調査を行っておりましたが、工事発注後に足場を設置し雨どい等を撤去した上で、目視で見えない箇所も詳細に調査したところ、クラックやモルタルの浮きが多く発見され、補修部が当初設計額の2倍程度となりました。

また、施工中に必要となったといの塗り替えやエアコン室外機の養生などの手間を加え、493万3,500円の増額となり、当初契約額の8,694万7,300円から変更契約額9,188万800円に変更したものでございます。

このことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第6、報告第2号専決処分の報告について（令和5年度 道路更新防災対策事業町道直江三毛門線土屋橋修繕工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議案書の22ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

令和5年度道路更新防災対策事業町道直江三毛門線土屋橋修繕工事につきまして、工事内容の変更が生じたため契約額を増額することといたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告するものであります。

内容について御説明いたします。

令和5年9月議会において、契約締結の御議決をいただき工事に着手し、着工後の橋梁のひび

割れを調査したところによる補修数量の変更や、実際に要したアスファルト舗装の撤去や打設に要した数量等を精査したところ、7万1,500円の増額となり、当初契約額の7,340万8,500円から変更契約額7,348万円に変更したものでございます。

このことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第7、議案第30号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号については、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

それでは、暫時休憩いたします。この後10時45分からこの議場において予算決算委員会を開会し、本会議再開は予算決算委員会閉会后といたします。休憩に入ってください。

午前10時31分休憩

午前11時55分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。予算決算委員会は全議員が出席する委員会でありましたので、会議規則第41条第3項の規定により委員長報告を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、予算決算委員会の委員長報告を省略することに決しました。

これより予算決算委員会の結果に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この補正予算の中の先ほどから議論されました第三者委員会に関する予算について、反対の理由を3点述べます。

まず1点目、調査対象が自殺未遂の件に限定されていることです。これは町長のパワハラの全体像に目が向くことを避けようとするものにほかならないと考えます。

2点目、パワハラの対象は職員です。第三者委員会の設置に当たって、メンバー人選の在り方、調査対象などについて、職員代表、あるいは労働組合等の意見を聞くべきです。これに対して必要がない、聞いていないという答弁でしたが……。言葉がないというか、驚きました。

3点目、顧問弁護士予定者によって、きちんとした契約もなしに、人選に当たって必要とすべき情報もなしに人選がなされていることです。マスコミ報道を聞いた町民からは、「町長はパワハラはなかった。その疑念を晴らしたい。そこで顧問弁護士予定者に人選を命じて第三者委員会を立ち上げる。結論先にありきですよ」という声があります。ネット上にもあります。

町民から疑念を持たれるような人選の方法はするべきではなく、断じて認めるわけにはいきません。顧問弁護士予定者による人選で中立性は担保できないと考えます。弁護士、医師、臨床心理士など、然るべき専門家の組織に依頼して、メンバーの選定は行われるべきです。

以上、3点の理由で反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 顧問弁護士委託及び第三者調査委員会委託について、適正、適切である旨の説明が十分になされ理解いたしました。また、大方の理解を得ることができると想像できることも、併せて述べさせていただきます。

そして、別府団地建設に伴うテレビ電波障害改善工事について、疑問に思っていたことが説明によって解消されました。また、これもユニバーサルデザインの一つであろうと述べて、賛成討論いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 今回の第三者委員会設置に向けたのは一步評価したいと思います。全体のパワハラから見たら、一部のみの調査を行うのはおかしいと考えます。町長のパワハラ有無に関して、今回の調査と同時進行で行うべきだと思います。パワハラがあるから調査をしないのか、ないなら調査し、疑念を晴らし、潔白だと確信させたらどうですか。さらに真実をつまびらかにするのであれば調査すべきだと思います。

今回、同時進行を行わないことによって反対とします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 本予算には第三者調査委員会の費用が計上されており、委員会は法とルールに基づき調査を行い、速やかな結果報告を求めることを申し付けて、賛成とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 反対討論いたします。

反対理由は2つあります。

1つは、記者会見で町長がパワハラはないと断言できると言われ、第三者委員会で徹底的に調

査していただきたいとの発言がありました。これは結果ありきの印象操作にほかなりません。町長は発言を撤回すべきです。

また、まだ第三者委員会も開かれていない中で、この発言は自分の無実を証明されるような委員長報告を待つような発言は疑念がぬぐいきれません。

もう一つの疑念は、同僚議員が指摘したように、個人的に懇意にされている弁護士を予定に専任したことです。その方が第三者委員会の委員を選任することは恣意的に思えてなりません。この方々は実績もあるすばらしい経歴を持ちの方々ですが、結果ありきに曲解され、著しく名誉を傷つけられてしまう恐れがあります。やはり公平、公正、公明に県弁護士会に委任すべきではないでしょうか。

まずは明るい職場を戻しましょう。働き方改革を進めましょう。そのためには要らぬ付度をやめましょう。同僚議員の誠実な判断を求めて、反対討論といたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 賛成討論を申し上げます。

先ほどから、町長の全体のパワハラのところ、いろいろ反対もされておりますけれども、これはまず自殺未遂をしたという大きな事案に対して行うべきではないでしょうか。なぜならば一括して行って、軽んじて行うような感じに見えるのはよろしくないと思っております。なので、まずこれを解決して進むべきではないのかというふうにして僕は感じております。

これが一つの取っかかりになるのかもしれませんが、それは最終的なところでどうなっていくかは分かりませんが、私個人としてはそういうふうには思っております。なので、第三者委員会の含めた一般会計補正予算を賛成いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 失礼しました。賛成討論いたします。

今回の委員会付託は、いわゆる隠そう隠そうという態度ではないという、執行部の覚悟という姿勢が見えたものと思います。その上で賛成討論をいたします。

執行部は母親の「しばらく待って、そっとしておいて」の言葉を考慮していたことが分かりました。母親自身が発言、テレビ等で放送されてしまい、これは一般質問をプロパガンダに利用したと言えると思います。これをしたらば、本人たちにどのような不利益を被るかということ、同意していない、許可をもらっていないというか、何て言うんですかね、そういう説明をしていないということが伺えるのではないかなと思います。

とにかく、執行部が悪い、全国的にそういうことが起こっておりますから、この吉富でもその

ようなことがあるに違いない、あるはずだ、あったじゃないか、そのような短絡的な考え方にメディアを使ってしまった。公共を使ってしまったということで、これは非常にいけないこと。万死に値すると私は考えます。

ぜひとも、考え方を少し変えていただきたいというふうに、賛成議員の決定をお待ちして、賛成討論といたしますが、その前にもう一つ、先ほど電波障害の件ですが、私、委員会の中ではちょっと漏らしたことがありまして、例えば広域的な共聴システムを作れば、そこでそれなりの相応な負担金をしていただいで、共聴システムを作ることがよりベスト、ベターではないかと思ひ、意見を添えて賛成といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） いろいろと御意見が出ましたけども、執行部のほうは一刻も早くこのことについて解決したいと、そういう思いを私には伝わりました。つまり、この調査によってどのような結果が出て、それに対して執行部側は真摯に対応したいと、そういう思いを感じました。

今後の職場環境の改善という、そういった御意見もありましたけど、私はこれが今後の改善につながると思いますし、つながっていただきたいとそういうふうに思いまして、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案に対する委員会の審査結果は可決であります。御異議がございませんので、起立により採決いたします。本案は委員会の結果のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第30号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第1号）については、委員会の結果のとおり可決されました。

○議長（山本 定生君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は議了いたします。

ここで、町長より議員の皆様へ御挨拶があります。町長。

○町長（花畑 明君） 御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、全ての提出議案に御承認、御議決を賜り、誠にありがとうございました。

今回の補正予算で経費を計上させていただきました第三者調査委員会につきましては、議員の皆様からも様々な御意見をいただきましたが、一刻も早く立ち上げを行い、心を痛めておられる関係者の皆様方のためにも、真実を明らかにするとともに、今後の再発防止策の提言をいただくなど、できるだけ早くしっかりとした調査結果をお示ししていければと思っております。その意味でも、今回、御提案させていただいた委員候補者の皆様は、今回の調査委員会にふさわしい豊富な経験や見識をお持ちであると誰もが納得できる方々を選んでいただけたと考えておりますし、間違いなく専門的知見をもって、公平、公正に中立の観点から調査を行っていただけるものと確信をしております。

また、今回の件が様々なメディアで全国にも報道がなされたことで、町民の皆様にも大変な御心配や御迷惑をおかけしていることについては、本当に心苦しく申し訳なく思っております。調査委員会による調査を通じて、町の信頼を一日も早く回復できるよう、真摯に対応してまいりたいと考えておりますので、どうか結果をお待ちいただければと思います。

また、一方で町政運営も待ったなしの状況であります。皆様の幸せを一番に考えたまちづくりのために、地に足をつけて尽力してまいりますので、引き続き御指導、御便達を賜りますようお願いを申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。

○議長（山本 定生君） これをもちまして、令和6年第2回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 4月16日

議 長

署名議員

署名議員